

飯南町ふるさと応援寄附推進業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、飯南町（以下「本町」という。）が実施するふるさと納税に係る業務について、民間事業者が持つノウハウや体制を活用することで業務の効率化を図るとともに、ふるさと納税制度を効果的に活用し、本町を応援していただく寄附者を増やすほか、本町の地場産品の魅力を広く発信することにより、地域の活性化に繋げることを目的とする。

2. 業務名

飯南町ふるさと応援寄附推進業務委託

3. 業務概要

（1）業務内容

別紙「飯南町ふるさと応援寄附推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（2）委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし双方に合意した場合に限り最長3年間まで随意契約により契約更新ができるものとする。

※令和8年4月1日から運用開始できるよう前事業者からの引継ぎ、準備等を進めることとする。

4. 提案上限額

寄附金額の5%相当（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

※1年間の寄附額を1.6億円と想定

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

（1）飯南町より指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

（3）公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

（4）国税及び地方税を滞納していない者であること。

（5）自己または自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当しないこと。また次の事項に掲げる者が経営に関与していないこと。

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

- ④ 暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団密接関係者
- ⑤ 飯南町長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができ、適正な執行体制を有する者であるとともに、本町の指示に柔軟に対応できること。
- (7) 過去5年間以内に、他の地方公共団体において本業務と類似した業務の元請としての受託実績を有する者であること。
- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

6. 受託事業者の選定方法

事業者の選定に当たっては、事業を行おうとする事業者を幅広く募ることにより実施事業者の参加意欲を反映するとともに、事業の公平かつ適正な実施を図るため、「公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）」によるものとし、「飯南町ふるさと応援寄附推進業務委託に係る審査会（以下「審査会」という。）において、提案内容などを総合的に審査し、当該事業に最も適した事業者を選定するものとする。

7. 参加表明等の事務手続き

(1) 事務の受付

- ① プロポーザルに関する質疑、書類等の受付は、すべて事務局で行う。
- ② 受付時間は平日9時から17時までとする。

(2) 事務局 飯南町まちづくり推進課

〒690-3513

島根県飯石郡飯南町下赤名880番地

TEL: 0854-76-2864

FAX: 0854-76-2221

E-mail: machidukuri@iinan.jp

(3) 参考資料

- ①第3次飯南町総合振興計画及び第3期飯南町総合戦略
- ②飯南町公式ホームページ

8. 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・会社概要書（自由様式）
- ・企画提案書（自由様式）
- ・業務実績書（自由様式）

・見積書（自由様式）

名称	備考
企画提案書	<ul style="list-style-type: none">・本業務の目的を十分理解したうえで、本業務に対する基本的な考え方を明確に記載すること。そのほか、本実施要領の「審査および評価」の(4)評価項目を参考に記載すること。・平日、休日及び繁忙期の職員体制について記載とともに、専任者配置（スタッフの専門性）についても記述すること。・本業務も含め、本町のふるさと応援寄附に関する新たな提案や発展性、その他特に強調したい事項、アピール点等があれば記述すること。
業務実績書	<ul style="list-style-type: none">・本業務と類似、関連する業務の請負実績を有する場合のみ提出すること。
見積書	<ul style="list-style-type: none">・1年間の寄附金額を1.6億円とした場合の参考見積額を提案すること。・参考見積額について、寄附金額に対する割合(%)等を表示する際、消費税及び地方消費税を含まない割合・金額を記載した上で消費税及び地方消費税を加算すること。・寄附金額に対する割合の内訳として、募集に係る経費とその他の業務の割合・金額をそれぞれ記載すること。

(2) 提出方法

事務局へ持参、郵送またはメールにより提出

(3) 提出期限

- ・参加表明書 令和8年2月13日（金）17時必着
- ・企画提案書等 令和8年2月24日（火）17時必着

(4) 参加資格確認結果

応募資格を満たさないと判断した場合は、その旨を通知する。

9. 提案に係る質疑について

本プロポーザルの内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問書（様式第2号）を提出することとする。

(1) 提出期限

令和8年2月18日（水）

(2) 提出方法

質問書（様式第2号）に記載し、電子メールにて受け付けることとする。なお、電話、ファックス又は口頭等での質問は受け付けない。

①送信先 電子メール machidukuri@iinan.jp

②回答期限 令和8年2月20日（金）

③回答方法 電子メール

10. 審査および評価

(1) 審査方法

審査については、審査会において、企画書を提出した者の中から、企画提案書の内容及び企画提案内容に係るプレゼンテーションを総合的に勘案した上で、あらかじめ定められた評価項目に基づき、評価し、各委員の評価点の平均が最も高い者を、第一順位の受託候補者として選定する。

また、プレゼンテーションに要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。

(2) プrezentationの実施

① 日時

令和8年2月25日（水） ※時間は前日までに通知

② 場所

飯南町役場本庁舎（またはオンライン対応）

③ 実施方法

参加事業者が提出及び用意した資料を用いてプレゼンテーションを行うこととする。また、プレゼンテーションの持ち時間は15分程度とし、プレゼンテーション終了後、10分程度で質疑応答を実施する。

④ プrezentation実施者

本業務の管理運営責任者によりプレゼンテーションを行うものとする。

(3) 評価及び結果

参加事業者のプレゼンテーション終了後、以下(4)の評価項目により審査会が評価・採点を行い、後日速やかに評価結果を通知する。

審査会では、あらかじめ定められた評価項目により受託予定事業者（候補者）として選定し、飯南町と委託契約の締結権を有するものとする。（契約の前後において、諸事情により契約の締結又は業務の執行が困難となった場合は、次点の事業者がその権利を得るものとする）。

プレゼンテーションの評価経過については非公表とするが、選定された事業者名及び評価結果については、公表の対象とする。

また、本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

なお、評価結果についての異議申立ては受け付けない。

(4) 評価項目

評価項目		評価事項
業務遂行体制	業務内容等の理解	・ふるさと納税制度の趣旨及び業務内容等の理解度が高く、業務実施の方向性が的確かどうか。

	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を迅速かつ円滑に遂行できる能力及び組織体制を有しているか。 ・業務責任者について、ふるさと納税業務における経歴及び能力等が明示されており、適切であるか。 ・緊急時の連絡や迅速な対応体制が整っているか。 ・適宜、会合等による十分な打ち合わせが可能となっているか。
	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理を適切に行っているか。
業務の実施	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づき、その目的、内容等を的確に反映した提案内容になっているか。 ・寄附の拡大が期待できる企画提案力があり、その内容等が明確に示されているか。 ・提案内容にアイデア、独自性及び発展性が見られるか。 ・返礼品提供事業者との調整及びサポートに関する提案内容が明確に示されているか。 ・提案内容が具体的かつ現実的であるか。
	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の取組を理解し、連携してプロモーションが実施できるか。
見積価格		<ul style="list-style-type: none"> ・価格が提案内容に対して適当か

11. プロポーザル実施スケジュール

No.	実施日(予定)	項目	備考
1	令和8年2月9日(月) ～2月13日(金)	広告・募集要領などの配布	公告・ホームページ
2	令和8年2月13日(金)	参加表明書提出期限	持参、郵送または電子メール ※必着
3	令和8年2月16日(月)	参加資格確認通知	電子メールで通知
4	令和8年2月18日(水)	質問書受付期限	電子メールによる ※随時回答
5	令和8年2月20日(金)	質問回答(最終期限)	
6	令和8年2月24日(火)	企画提案書等提出期限	持参、郵送または電子メール ※必着

7	令和8年2月25日（水）	審査会開催	
8	令和8年3月2日（月）以降	選定結果通知・契約協議等	

12. 業務委託契約の締結

審査員は、選定した最優秀者を町長に報告し、町長は報告書を参考にして、本業務に係る随意契約の相手方を決定する。ただし、不調となった場合は、次点者を相手方とする。

（1）契約相手

契約予定者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

（2）契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

（3）その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。なお、契約予定者との協議において、両者が合意に至らなかつた場合には、審査次点者との協議を行う。

13. その他留意事項

- （1）業務内容が極端に逸脱せず、本業務が効率的かつ効果的に達成できるものであれば、提案できる内容を企画提案書に追記しても差し支えないものとする。
- （2）参加表明書等の提出書類に不備のあった者又は提出期限に遅れた者は失格とする。
- （3）参加表明書等の作成並びに提出に要する費用や旅費等は、提出者の負担とする。
- （4）提出された参加表明書等は返却しない。
- （5）業務上知り得た情報は他に漏らすことはできない。
- （6）飯南町が提供又は貸与した資料は、本業務以外に使用できないものとする。
- （7）参加表明書等に記載された者が本業務を遂行するものとし、特別な理由があると認めた場合を除き、交代できないものとする。
- （8）プレゼンテーション資料を作成するにあたり、他者の協力を得た場合はその旨記載すること。
- （9）審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- （10）成果品の著作権は飯南町に帰属する。